

堺市公報 第57号	平成31年2月8日発行
	発行
堺市公報	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	13
<公告>	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	15
○都市公園の開設に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	15

告 示

堺市告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
奥田皮膚科医院	堺市北区中百舌鳥町5-729-2	平成31年1月1日
小野クリニック	堺市東区日置荘西町1-12-3	平成31年1月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
奥田歯科医院	堺市北区中百舌鳥町5-729-2	平成30年12月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
なないろ薬局深井店	堺市中区深井清水町3285 シギモトビル1階	平成30年12月1日
みどり薬局なかもず店	堺市北区長曾根町3079-18	平成31年1月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
ジョイ訪問看護ステーション堺	堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-16 レディデンツヨネダB棟32	平成31年1月1日
結び訪問看護ステーション	堺市北区北花田町3-33-16-203	平成31年1月1日

~~~~~

堺市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

#### 1 診療所

| 名称                  | 所在地            | 廃止年月日       |
|---------------------|----------------|-------------|
| 小野産婦人科・内科・宝生不妊クリニック | 堺市東区日置荘西町2-3-2 | 平成30年12月31日 |
| 野尻診療所               | 堺市東区野尻町192-63  | 平成30年12月31日 |

#### 2 歯科

| 名称     | 所在地            | 廃止年月日       |
|--------|----------------|-------------|
| 奥田歯科医院 | 堺市北区中百舌鳥町5-729 | 平成30年11月30日 |

#### 3 薬局

| 名称   | 所在地           | 廃止年月日       |
|------|---------------|-------------|
| 東山薬局 | 堺市中区東山918-2   | 平成30年12月31日 |
| 宇口薬局 | 堺市西区山田3-953-3 | 平成30年12月31日 |

#### 4 訪問看護

| 名称             | 所在地          | 廃止年月日       |
|----------------|--------------|-------------|
| ジョイ訪問看護ステーション堺 | 堺市中区東八田177-4 | 平成30年12月31日 |

~~~~~  
堺市告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
高田外科	高田クリニック	堺市西区浜寺船尾町西4-496	平成31年1月1日

~~~~~  
堺市告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

| 名称 | 変更前の所在地 | 変更後の所在地 | 変更年月日 |
|----|---------|---------|-------|
|    |         |         |       |

|              |                    |                    |            |
|--------------|--------------------|--------------------|------------|
| 輝の訪問看護ステーション | 堺市中区深井中町<br>1964-5 | 堺市中区深井中町<br>1211-3 | 平成30年11月1日 |
|--------------|--------------------|--------------------|------------|

~~~~~  
堺市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人淳康会 堺近森病院	堺市堺区北清水町2-4 -1	平成30年12月1日
介護予防訪問リハビリテーション	医療法人淳康会 堺近森病院	堺市堺区北清水町2-4 -1	平成30年12月1日
介護予防訪問看護	医療法人淳康会 堺近森病院	堺市堺区北清水町2-4 -1	平成30年12月1日

~~~~~  
堺市告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

| 事業の種類            | 事業所名称                          | 所在地            | 廃止年月日       |
|------------------|--------------------------------|----------------|-------------|
| 介護予防居宅療養管理指導     | 医療法人青山会野尻診療所                   | 堺市東区野尻町192-63  | 平成30年12月31日 |
| 介護予防通所リハビリテーション  | 医療法人青山会野尻診療所                   | 堺市東区野尻町192-63  | 平成30年12月31日 |
| 介護予防訪問リハビリテーション  | 医療法人青山会野尻診療所                   | 堺市東区野尻町192-63  | 平成30年12月31日 |
| 居宅療養管理指導         | 医療法人青山会野尻診療所                   | 堺市東区野尻町192-63  | 平成30年12月31日 |
| 通所リハビリテーション      | 医療法人青山会野尻診療所                   | 堺市東区野尻町192-63  | 平成30年12月31日 |
| 訪問リハビリテーション      | 医療法人青山会野尻診療所                   | 堺市東区野尻町192-63  | 平成30年12月31日 |
| 居宅療養管理指導         | 医療法人奥田歯科医院                     | 堺市北区中百舌鳥町5-729 | 平成30年11月30日 |
| 居宅療養管理指導         | 宇口薬局                           | 堺市西区山田3-953-3  | 平成30年12月31日 |
| 居宅療養管理指導         | 東山薬局                           | 堺市中区東山918-2    | 平成30年12月31日 |
| 居宅介護支援           | 株式会社愛のケア工房はるか                  | 堺市南区横塚台3-41-9  | 平成24年12月31日 |
| 通所介護             | 鳳デイサービスセンター                    | 堺市西区鳳東町5-460   | 平成30年11月30日 |
| 訪問介護             | スーパー・コート堺白鷺訪問介護事業所             | 堺市中区新家町690-10  | 平成30年11月30日 |
| 居宅介護支援           | 鳳ケアプランセンター                     | 堺市西区鳳東町5-460   | 平成30年11月30日 |
| 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 | スーパー・コート堺白鷺定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所 | 堺市中区新家町690-10  | 平成30年11月30日 |

---

~~~~~

堺市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
介護予防訪問サービス	エルケア株式会社 エルケア深井ケアセンター	堺市中区深井清水町4022-2 淀川深井ビル2号館	平成30年8月31日
訪問介護	エルケア株式会社 エルケア深井ケアセンター	堺市中区深井清水町4022-2 淀川深井ビル2号館	平成30年8月31日

~~~~~

### 堺市告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

| 事業の種類       | 変更前の名称   | 変更後の名称             | 所在地                 | 変更年月日         |
|-------------|----------|--------------------|---------------------|---------------|
| 居宅療養管理指導    | 医療法人高田外科 | 医療法人悠和会<br>高田クリニック | 堺市西区浜寺船尾<br>町西4-496 | 平成31年1月<br>1日 |
| 訪問リハビリテーション | 医療法人高田外科 | 医療法人悠和会<br>高田クリニック | 堺市西区浜寺船尾<br>町西4-496 | 平成31年1月<br>1日 |
| 訪問看護        | 医療法人高田外科 | 医療法人悠和会<br>高田クリニック | 堺市西区浜寺船尾<br>町西4-496 | 平成31年1月<br>1日 |

~~~~~  
堺市告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問看護	訪問看護ステーション「ふれあい」	堺市中区八田南之町 277	堺市中区八田南之町 267-2	平成30年6月1日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーション「ふれあい」	堺市中区八田南之町 277	堺市中区八田南之町 267-2	平成30年6月1日

介護予防訪問看護	ジョイ訪問看護ステーション堺	堺市中区東八田177-4	堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-16 レディデンツヨネダB32	平成31年1月1日
訪問看護	ジョイ訪問看護ステーション堺	堺市中区東八田177-4	堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-16 レディデンツヨネダB32	平成31年1月1日
介護予防訪問看護	輝の訪問看護ステーション	堺市中区深井中町19 64-5	堺市中区深井中町12 11-3	平成30年11月1日
訪問看護	輝の訪問看護ステーション	堺市中区深井中町19 64-5	堺市中区深井中町12 11-3	平成30年11月1日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションニコニコ	堺市美原区北余部45 -21	堺市美原区北余部40-30	平成28年1月1日
訪問看護	訪問看護ステーションニコニコ	堺市美原区北余部45 -21	堺市美原区北余部40-30	平成28年1月1日
介護予防福祉用具貸与	ケアセンターまごころ	堺市中区八田北町 498-1-303	堺市中区八田北町49 8-1-310	平成27年9月15日
福祉用具貸与	ケアセンターまごころ	堺市中区八田北町 498-1-303	堺市中区八田北町49 8-1-310	平成27年9月15日
介護予防訪問サービス	モリシタ訪問介護サービス	堺市西区鳳中町7-5-12 1階	堺市西区鳳南町4-4 72-1 マンション 春木205号	平成28年7月1日
訪問介護	モリシタ訪問介護サービス	堺市西区鳳中町7-5-12 1階	堺市西区鳳南町4-4 72-1 マンション 春木205号	平成28年7月1日

~~~~~  
堺市告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

## 1 あんま・マッサージ

| 施術者  | 施術所名                               | 所在地                  | 指定年月日      |
|------|------------------------------------|----------------------|------------|
| 山村 涩 | 訪問マッサージK<br>E i R O W堺北区<br>ステーション | 堺市北区東浅香山町1-<br>257-7 | 平成31年1月15日 |

## 2 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名                               | 所在地                        | 指定年月日       |
|-------|------------------------------------|----------------------------|-------------|
| 山村 涩  | 訪問マッサージK<br>E i R O W堺北区<br>ステーション | 堺市北区東浅香山町1-<br>257-7       | 平成31年1月15日  |
| 井関 翔太 | まらうど鍼灸院                            | 堺市堺区北安井町1-1<br>サンフィールドビル2F | 平成30年12月3日  |
| 渡部 一貴 | 渡部鍼灸院                              | 堺市堺区甲斐町西1-1<br>-22-103     | 平成30年12月19日 |
| 数野 翔大 | 訪問マッサージK<br>E i R O W堺北区<br>ステーション | 堺市北区東浅香山町1-<br>257-7       | 平成31年1月15日  |
| 田川 佳志 | 訪問マッサージK<br>E i R O W堺北区<br>ステーション | 堺市北区東浅香山町1-<br>257-7       | 平成31年1月15日  |
| 種井 隆宏 | からだサポート訪<br>問サービス（鍼灸）              | 堺市北区北長尾町1-3-<br>8          | 平成30年12月4日  |

## 3 柔道整復

| 施術者   | 施術所名    | 所在地                        | 指定年月日       |
|-------|---------|----------------------------|-------------|
| 井関 翔太 | まらうど整骨院 | 堺市堺区北安井町1-1<br>サンフィールドビル2F | 平成30年12月3日  |
| 渡部 一貴 | 渡部整骨院   | 堺市堺区甲斐町西1-1-<br>22-103     | 平成30年12月19日 |

|       |        |                               |            |
|-------|--------|-------------------------------|------------|
| 宮川 勝吉 | みらい整骨院 | 堺市北区中百舌鳥町6-823 ボニータなかもず<br>1階 | 平成31年1月4日  |
| 出口 卓磨 | つぼは整骨院 | 堺市美原区北余部76-3                  | 平成30年10月1日 |

## 堺市告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

## 1 あんま・マッサージ

| 施術者  | 施術所名           | 所在地              | 廃止年月日       |
|------|----------------|------------------|-------------|
| 山村 涩 | ダイフク鍼灸マッサージ治療院 | 堺市中区深井清水町3832 3F | 平成30年12月31日 |

## 2 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名           | 所在地              | 廃止年月日       |
|-------|----------------|------------------|-------------|
| 井関 翔太 | まらうど鍼灸院        | 堺市堺区北安井町1-8      | 平成30年12月2日  |
| 山村 涩  | ダイフク鍼灸マッサージ治療院 | 堺市中区深井清水町3832 3F | 平成30年12月31日 |

## 3 柔道整復

| 施術者    | 施術所名    | 所在地                          | 廃止年月日       |
|--------|---------|------------------------------|-------------|
| 阿部 敏彦  | みらい整骨院  | 堺市北区中百舌鳥町6-823 ボニータなかもず1階    | 平成30年12月29日 |
| 井関 翔太  | まらうど整骨院 | 堺市堺区北安井町1-8                  | 平成30年12月2日  |
| 小榮住 建徳 | こえずみ整骨院 | 堺市北区南花田町205-1 ティーズシャレット102号室 | 平成30年12月25日 |

## 堺市告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

| 路線名        | から<br>区間<br>まで      | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考      |
|------------|---------------------|--------|--------------|-------|---------|
|            |                     |        | 幅員m          | 延長m   |         |
| 上野芝向ヶ丘16号線 | 西区上野芝向ヶ丘町3丁767番10地先 | 旧      | 6.55<br>7.90 | 12.65 | (カ0070) |
|            | 西区上野芝向ヶ丘町3丁767番10地先 | 新      | 6.20<br>7.90 | 12.65 |         |

公 告

堺市公告第79号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

| 区分 | 変更年月日          | 承認番号           | 地名              | 地番                                                                                         | 幅員<br>(M)  | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|----------------|----------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|-----------|
| 変更 | 平成31年<br>1月25日 | 堺宅地第P-<br>282号 | 東区菩<br>提町5<br>丁 | 108番1、<br>108番2、<br>109番4、<br>121番1、<br>121番2、<br>121番3、<br>121番5、<br>121番12及び<br>122番の各一部 | 4.7<br>4.0 | 87.15     | 3         |

堺市公告第80号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

平成31年2月8日

堺市長 竹山修身

1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名 称        | 位 置            |
|----|------------|----------------|
| 1  | 稲葉レモンバーム広場 | 堺市南区稲葉3丁315番27 |

2 区 域

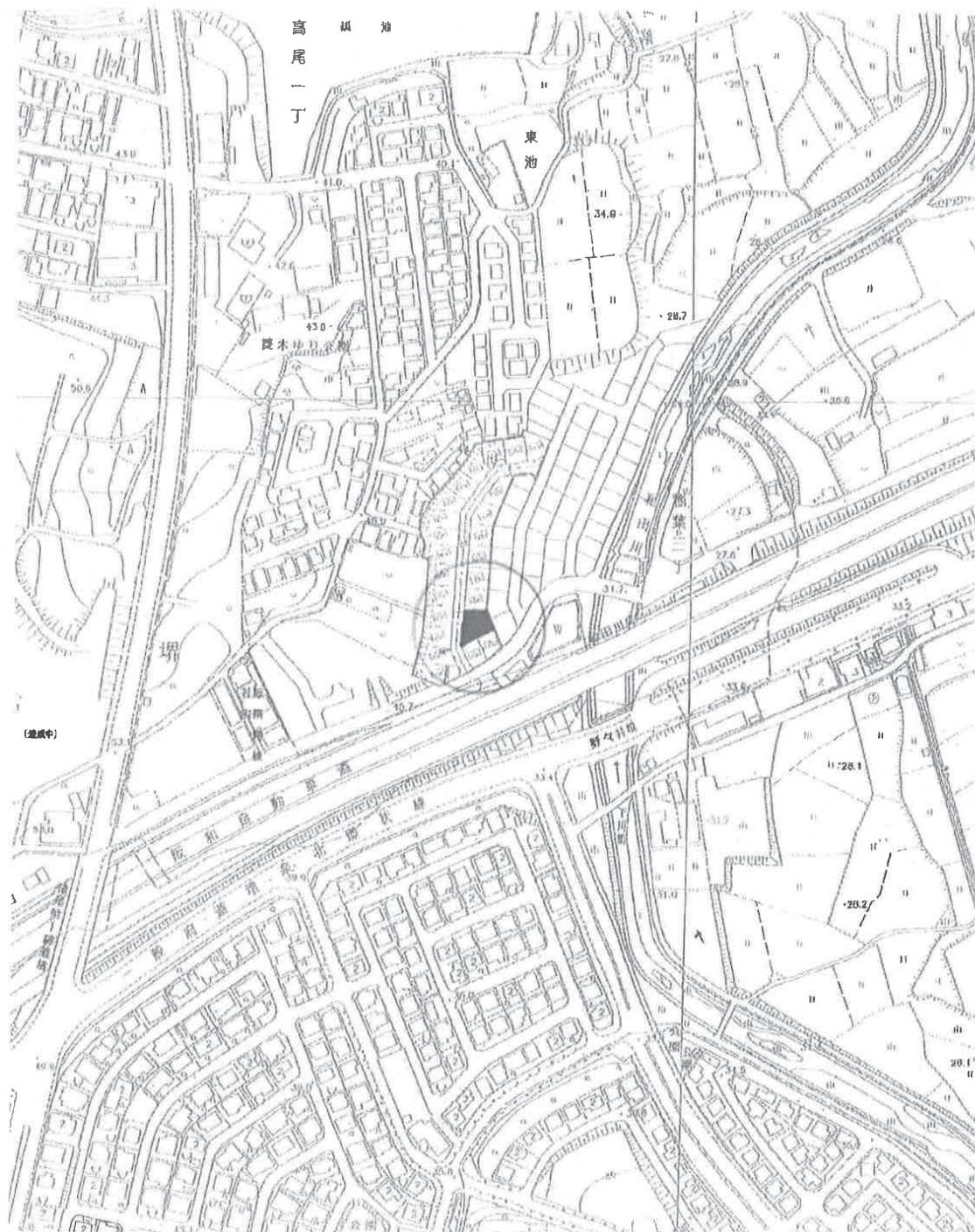
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

平成31年2月8日

別紙



稻葉レモンバーム広場

